

報道発表



令和8年5月22日

文化審議会の答申（重要伝統的建造物群保存地区の選定）

文化審議会（会長 ^{ひびの} 日比野 ^{かつひこ} 克彦）は、令和8年5月22日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに1地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、重要伝統的建造物群保存地区は130地区となる予定です。

新規選定地区

県名	地区名	種別	選定基準	面積 (ha)	伝統的建造物数	
					建築物	工作物
島根県	松江市美保関 ^{みほのせき}	門前町・港町	(二)	5.9	86	7

選定基準：（二）伝統的建造物群及び地割 ^{ちわり} がよく旧態を保持しているもの



写真1 湾岸に沿った美保関の町並み 提供：松江市

○静かな港の湾岸に広がる美保神社の門前町

松江市美保関は島根半島の東端に位置する。室町時代には美保関と呼ばれるようになり、江戸時代には風待ち港として発展し、漁港であるとともに出雲地方の流通拠点の一つとなった。近代には美保神社への参詣客が増加し、門前町の性格を強め、昭和の戦後は湾岸の埋め立てが進んだが、美保神社を中核とする町並みに大きな改変はなく、近世由来の街区形状や敷地の区画が残る。

保存地区は、西から泊小路^{とまりこうじ}、中浦小路^{なかうらこうじ}、月名小路^{つきなこうじ}、美保小路^{みほこうじ}の谷筋を中心とする町になる。美保神社の参道脇から、本通り^{ほんどお}と呼ばれる幅の狭い中心街路と、これに直交する谷筋に面して町家や旅館建築が建ち、泊小路の南側や中浦小路の北側に寺院が位置する。

敷地は通りに沿って細長い短冊形となり、斜面地や湾沿いの敷地の段差に石垣を築く。町家の主屋は、切妻造平入^{きりづまづくりひらいり}で燻し瓦の棧瓦葺^{さんかわらぶき}を基本とし、つし2階または2階建てとする。1階の平面は通り土間に沿って2から4室を並べる1列型が多い。1室目に神棚を設けて恵美須神を祀るのが特徴で、美保神社の祭礼の影響を示す。正面外観は、下屋や庇を付し、軒や下屋の出桁は装飾的な彫刻等を施した腕木と呼ばれる部材で支える。

旅館建築は本通りに面して建ち、間口を4間以上とする大規模なもので、2階建て、切妻造平入、棧瓦葺^{すきやふう}を基本とし、座敷は数寄屋風の意匠とする。

保存地区は三方を山が囲み、弓なりの湾岸の狭い土地に細い路地で構成された近世由来の街区と敷地の区画が良く残り、江戸時代から昭和30年代までの町家や大規模な近代の旅館が一体となって、港に広がる門前町としての歴史的な風致を形成する。



写真2 石敷の本通り沿いに建ち並ぶ町家や旅館建築



写真3 彫刻を付した装飾的な腕木



松江市美保関伝統的建造物群保存地区の範囲

【参考】

・重要伝統的建造物群保存地区の数

	現在	官報告示後
重要伝統的建造物群保存地区数	1 2 9 地区	1 3 0 地区
（所在都道府県数）	4 3 道府県	4 3 道府県
（所在市町村数）	1 0 6 市町村	1 0 7 市町村

・重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和 50 年 11 月 20 日文部省告示第 157 号）

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- （一）伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- （二）伝統的建造物群及び地割うちわりがよく旧態を保持しているもの
- （三）伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

＜担当＞ 文化庁建造物課

課 長 田中 禎彦

課長補佐 上田 和輝

伝統的建造物群部門 清永洋平、村上玲奈、高橋成美（内線 9772）

審議会係 鈴木小百合、中小路菜三子（内線 9757）

電話：075-451-4111（代表）